

市川市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の就業継続及び離職防止を図るため、市内において保育所等を運営する者に対し、予算の範囲内において、市川市保育士宿舍借上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の18第1項の登録を受けている者であって、保育所等を運営する者と保育士として労働契約を締結しているものをいう。
- (2) 保育所等 法第35条第4項の認可を得て設置した保育所、法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第29条に規定する小規模保育事業所A型、同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型若しくは同条例第34条第1項に規定する小規模保育事業所C型であって、市内に所在する施設をいう。
- (3) 保育士宿舍 保育所等に勤務する保育士を居住させるための家屋（当該家屋の所有者が当該保育所等を運営する者の役員その他市長が当該保育所等を運営する者と密接な関係を有すると認める者であるものを除く。）であって、原則として市内に所在するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等を運営する者（社会福祉法人である者を除く。以下同じ。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が賃貸借契約に基づき保育士宿舎を借り上げる事業とする。

2 前項の保育士宿舎は、次に掲げる要件を満たす保育士を入居させるものでなければならない。

(1) 保育所等を運営する者に採用された日から起算して7年（直近2年度の1月の職業安定業務統計において、市域を管轄する公共職業安定所の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合にあっては、5年）以内の者（保育所等を運営する者が平成24年度以前に借り上げた保育士宿舎に入居している者を除く。）であること。

(2) 補助金の交付の申請をする日の属する年度における労働契約上の労働時間が1日につき6時間以上であり、かつ、労働日数が1月につき20日以上であること。

(3) 保育所等を運営する者から住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

(4) 保育所等を運営する者の役員その他市長が当該保育所等を運営する者と密接な関係を有すると認める者でないこと。

3 前項の保育士の数は、幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）又は地方裁量型認定こども園（同基準第1の3に規定する地方裁量型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）に係る補助対象事業にあっては、補助対象事業が行われた幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園に当該年度の4月1日に在籍する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（同法第6条第1項に規定する小学校

就学前子どもをいう。)に該当する支給認定子ども(同法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。)の数について認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年千葉県条例第64号)別表職員配置の項第1号(ただし書を除く。)の規定を適用することとしたならば算定されることとなる教育及び保育に従事する者の数の最低の数以下とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 補助対象事業の実施に要する賃借料、共益費(管理費)、礼金及び更新料(以下「賃借料等」という。)
- (2) その他市長が補助対象事業のために必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費(補助対象者が賃借料等の一部を保育士に負担させている場合には、補助対象経費から当該保育士が負担している額を控除して得た額とし、保育士の保育士宿舎への入居の日又は保育士宿舎からの退去の日が月の中途である場合(保育士の保育士宿舎に係る賃貸借契約の更新により月の途中において当該保育士が負担している額が変更となった場合を含む。)には、当該月分の補助対象経費については、日割りにより計算して得た額とする。)(当該額が1戸につき月額75,000円を超えるときは、1戸につき月額75,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市川市保育士宿舎借上げ支援事業計画書(様式第2号)
- (2) 市川市保育士宿舎借上げ支援事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象事業に係る保育士宿舎(以下「補助対象宿舎」という。)の借

上げに係る賃貸借契約の内容が確認できる書類

- (4) 補助対象宿舍の所在地が市外である場合には、市外宿舍理由書（様式第 4 号）
- (5) 本人負担額及び住民登録確認書（様式第 5 号。以下「確認書」という。）
- (6) 雇用証明書（様式第 6 号。以下「証明書」という。）
- (7) 保育士宿舍に居住する保育士に係る法第 18 条の 18 第 3 項に規定する保育士登録証（以下「登録証」という。）の写し
- (8) 誓約書（様式第 7 号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項に規定する申請書の提出期限は、毎年 1 月 31 日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い月曜日）までとする。

（交付の条件）

第 8 条 規則第 5 条第 1 項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象宿舍は、補助金の交付の決定を受けた日から同日の属する年度の末日までの間において、第 4 条第 2 項各号に掲げる要件を満たす保育士が居住していたものであること。
- (2) 補助金の交付決定後に補助対象者の責めに帰すべき理由により、補助対象宿舍に係る賃貸借契約を解除した場合又は当該補助対象宿舍から保育士が退去した場合は、その旨を速やかに市長に報告すること。
- (3) 前 2 号の条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。この場合において、市長の求めに応じ、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。

（国等による補助との調整）

第 9 条 第 7 条第 1 項の申請書を提出した者が補助対象経費について国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者による補助を受けることができ、又は受けたことがあるときは、その限度にお

いて、補助金の交付は行わない。

（決定の通知）

第 10 条 規則第 6 条の規定による通知は、市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付可否決定通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（変更等の承認の申請）

第 11 条 規則第 8 条の承認を受けようとする補助対象者は、市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請事項（変更・中止）承認申請書（様式第 9 号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請事項（変更・中止）承認可否決定通知書（様式第 10 号）により当該申請書の提出をした補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 12 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金実績報告書（様式第 11 号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市川市保育士宿舎借上げ支援事業実績報告内訳書（様式第 12 号）
- (2) 市川市保育士宿舎借上げ支援事業収支決算書（様式第 13 号）
- (3) 補助対象宿舎の借上げに係る賃貸借契約の内容が確認できる書類
- (4) 確認書
- (5) 証明書
- (6) 補助対象事業の実施に要する費用の支払を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日とする。

（額の確定）

第 13 条 市長は、規則第 15 条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金額確定通知書（様式第 14 号）によ

り補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第16条の交付請求書は、市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付請求書(様式第15号)によるものとする。

(交付の特例)

第15条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市保育所宿舎借上げ支援事業補助金概算払請求書(様式第16号)によるものとする。

(補助金の精算)

第16条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた者は、第13条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金の精算をしなければならない。

(決定の取消し)

第17条 規則第18条第3項の規定による通知は、市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿等の整備)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年8月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

(令和4年度における補助金の特例)

2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、令和元年度から令和3年度まで補助対象事業の対象となった保育士が引き続き同じ保育士宿舎

に入居している場合における第 6 条の規定の適用については、同条ただし書中「75,000 円」とあるのは、「82,000 円」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 8 日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に交付の申請のあった市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、令和元年度から引き続き市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金の交付を受ける者に対する同要綱第 6 条の規定の適用については、同条ただし書中「75,000 円」とあるのは、「82,000 円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は、令和 2 年度から引

き続き市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱による市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金の交付を受ける者に係る同要綱第4条第2項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第4条第3項の改正規定は、同年3月3日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第4条第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和3年度に市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金の交付を受けた者で引き続き令和4年度にその交付を受けるものに対する第1条の規定による改正後の市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第4条第2項第1号の規定の適用については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度に市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金の交付を受けた者で引き続き令和5年度にその交付を受けるものに対する第1条の規定による改正後の市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第4条第2項第1号の規定の適用については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、なお従前の例による。